

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 4月 1日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 19 号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「同一世帯に負担額算定基準子ども」を「同一世帯に第2子算定基準子ども」に、「当該負担額算定基準子ども」を「当該第2子算定基準子ども」に、「第3子以降の負担額算定基準子ども」を「第3子以降の利用者」に、「第14条第1項」を「第14条」に改め、同表備考5第1号中「負担額算定基準子ども又は小学校3学年修了前子ども」を「第3子以降算定基準子ども」に、「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども」を「法第6条第1項に規定する子ども」に、「当該負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども」を「当該第3子以降算定基準子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表備考4及び5の規定は、令和5年4月分の利用者負担の算定から適用し、同年3月分までの利用者負担の算定については、なお従前の例による。